

6 水管 第 3736 号
令和 7 年 3 月 18 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する
令和 7 管理年度における漁獲可能量等の変更等について（諮問第 473 号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 7
管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について、別紙の取扱
いとしたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する
同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

**令和7管理年度における
漁獲可能量等の変更等について
(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))**

1 背景

(1) 令和6管理年度において、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量又は都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付水産庁資源管理部長通知、令和7年2月10日最終改正。以下「実施要領」という。)に則り行われるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとした。

- ① 都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更
- ② 資源管理基本方針(別紙2-1)第6の3(1)に基づく大臣管理区分「くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業」、「くろまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等」及び「くろまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業」の漁獲可能期間の終了によるそれぞれの大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れに伴う数量の変更
- ③ 資源管理基本方針(別紙2-2)第6の6に基づく大臣管理区分「くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)」の漁獲可能期間の終了による大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び国の留保からの「くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)」への追加配分に伴う数量の変更
- ④ WCPFCで合意された措置に基づく係数を用いた不当量交換に伴う数量の変更
- ⑤ WCPFCで合意された措置に基づく令和5管理年度の未利用分の繰り越し及び国の留保からの追加配分に伴う数量の変更

(2) 令和6年12月、令和7管理年度の取扱いに関し、審議会は以下に掲げるものについては事後報告で対応できるとした。

- ① 上記(1)の①から④に掲げる数量の変更(継続)
- ② 漁獲の対象をくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)へ転換するための国が定める枠組み(新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁業支援事業)に参加する漁業者に対するものとして行う不当量交換に伴う数量の変更(新規)

2 令和7管理年度における取扱い(追加)

(1) 上記1の(1)の⑤に掲げるものと同様の数量の変更(WCPFCで合意された措置に基づく令和6管理年度の未利用分の繰り越し及び国の留保からの追加配分に伴う数量の変更)について、事後報告で対応できることとする。

実施要領に定める処理の詳細は別紙参考のとおり。令和6管理年度終了後速やかに行う。

(2) くろまぐろに関する青森県からの追加報告に伴う数量の変更について、事後報告で対応できることとする。

処理の詳細は資料 5－2 のとおり。令和 6 管理年度終了後速やかに行う。

(参照条文)

○漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）（抜粋）

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
 - 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
 - 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）
- 2 （略）
- 3 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
 - 5 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。

1 くろまぐろ（小型魚）

- (1) 一の大臣管理区分において、令和6管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち当初配分の数量の10パーセントは、令和7管理年度に繰り越す。残りの未利用分については国の留保に繰り入れる。
- (2) 一の都道府県において、令和6管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち当初配分の数量の10パーセントは、令和7管理年度に繰り越す。残りの未利用分については国の留保に繰り入れる。
- (3) 上記(1)及び(2)の処理後、漁獲可能量の超過リスクに対応するための数量(49トン)を確保したのちの国の留保(以下「小型魚追加配分原資」という。)から、次の①から③に掲げる追加配分を行う。
 - ① 小型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の比率で都道府県(資源管理基本方針(別紙2-1)第6の1の(2)の①に基づく上乘せが行われた都道府県を除く。以下同じ。)に配分する。
 - ② ①で配分した残りの数量のうち、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の未利用分を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の7パーセントを上限に、譲渡数量から他の都道府県等から譲受した数量を除いた数量と等量を配分する。ただし、算出された数量の合計が①の追加配分後の小型魚追加配分原資の2分の1の数量を超える場合には、①の追加配分後の小型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず追加配分が0トンとなる都道府県に対しては0.1トンを配分する。
 - ③ 令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、小型魚追加配分原資から上記①及び②の追加配分の総量を減じた数量を、均等割で追加配分する。

2 くろまぐろ（大型魚）

- (1) 一の大臣管理区分(かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)を除く。)において、令和6管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち当初配分の数量の10パーセントは、令和7管理年度に繰り越す。残りの未利用分については国の留保に繰り入れる。

大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)においては、令和6管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち当該管理区分及び大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の当初配分の数量の合計の10パーセントは、令和7管理年度に繰り越す。また、当該繰越数量のうち、令和6管理年度において大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の漁獲可能期間の終了に伴い国の留保に繰り入れられ、大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量へ追加配分された当該管理区分の大臣管理漁獲可能量の未利用分の数量は、令和7管理年度の大中型まき網漁業(漁獲割当

てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分する(当該繰越数量が繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。)。残りの未利用分については国の留保に繰り入れる。

(2) 一の都道府県において、令和6管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち当初配分の数量の10パーセントは、令和7管理年度に繰り越す。残りの未利用分については国の留保に繰り入れる。

(3) 上記(1)及び(2)の処理後、漁獲可能量の超過リスク等に対応するための数量(150トン)及び漁獲の対象をくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)へ転換するための国が定める枠組み(新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁業支援事業)に用いる数量(最大60トン)を確保したのちの国の留保(以下「大型魚追加配分原資」という。)から、次の①から③に掲げる追加配分を行う。

- ① 大型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の比率で都道府県(資源管理基本方針(別紙2-2)第6の1の(2)の①に基づく上乗せが行われた都道府県を除く。以下同じ。)に配分する。
- ② ①で配分した残りの数量のうち、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の未利用分を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の7パーセントを上限に、譲渡数量から他の都道府県等から譲受した数量を除いた数量と等量を配分する。ただし、算出された数量の合計が①の追加配分後の大型魚追加配分原資の2分の1の数量を超える場合には、①の追加配分後の大型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず追加配分が0トンとなる都道府県に対しては0.1トンを配分する。
- ③ 令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、大型魚追加配分原資から上記①及び②の追加配分の総量を減じた数量を、均等割で追加配分する。

令和7管理年度における 前管理年度からの未利用分の繰越し及び 国の留保からの追加配分について (くろまぐろ)

令和7年3月 水産庁

令和7管理年度の管理

● 管理の期間

大臣管理区分 令和7年1月から同年12月まで

都道府県 令和7年4月から令和8年3月まで

	2023年 (令和5年)				2024年 (令和6年)				2025年 (令和7年)				2026年 (令和8年)			
月	412				13412				13412				13412			
大臣 管理																
都道府県																

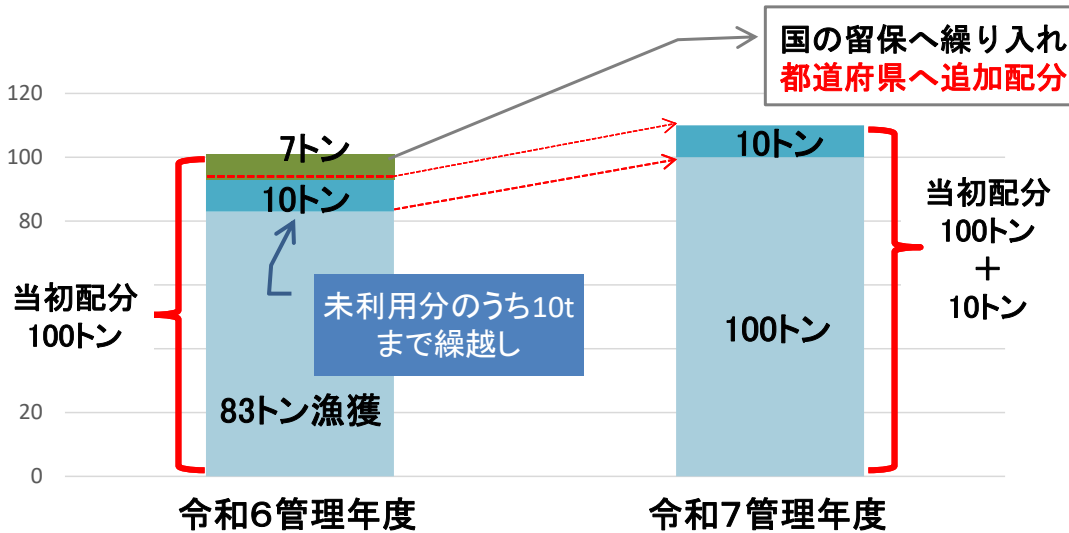
令和6管理年度

令和7管理年度

令和6管理年度の未利用分の繰越しの基本的な考え方

- 我が国全体で繰り越す数量(17%が上限)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量(10%)の合計の差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れる。
- これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県を優先する。

令和6管理年度、令和7管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量が100トンの都道府県で、令和6管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



令和6管理年度の未利用分の繰越見込み

- 小型魚について、我が国全体で繰り越す数量は609.4トン、国の留保に繰り入れる数量は293.3トンの見込み。
- 大型魚について、我が国全体で繰り越す数量は609.5トン、国の留保に繰り入れる数量は190.6トンの見込み。

小型魚

	漁獲可能量	漁獲実績※1	未利用分	繰越上限	繰越見込み
大臣管理漁業	714.4	587.5	126.9	126.9	126.9※2
大中型まき網漁業	678.5	558.5	120.0	120.0	120.0
かじき等流し網漁業等	26.1	21.7	4.4	4.4	4.4
かつお・まぐろ漁業	9.8	7.3	2.5	2.5	2.5
都道府県	2,739.4	2,550.2	189.2	217.4	189.2
留保	303.3	10.0	293.3	-	293.3※4
国全体	3,757.1	3,147.7	609.4	681.1	609.4

大型魚

	漁獲可能量	漁獲実績※1	未利用分	繰越上限	繰越見込み
大臣管理漁業	5,098.4	4,804.5	255.4	441.6	246.5
大中型まき網漁業	4,276.8	4,033.4	243.4	364.1	243.4
かじき等流し網漁業等	50.1	41.4	8.7	2.1	2.1
かつお・まぐろ漁業	771.5	729.7	41.8	75.4	1.0※3
都道府県	2,317.0	2,022.1	294.9	172.5	172.5
留保	100.7	80.0	20.7	-	190.6※4
国全体	7,516.1	6,906.6	609.5	954.3	609.5

※1 都道府県の漁獲実績は令和7年1月末時点までが実数値。令和7年2月及び3月の漁獲量は昨年実績を基に推計。

※2 大臣管理区分は漁期が終了し、小型魚の漁獲可能量の一部を留保へ繰り入れ。

※3 かつお・まぐろ漁業(総量管理区分)の繰越量

※4 この他、青森県から差し引く小型魚6.1トン、大型魚90.6トンが繰り入れられる予定。

国の留保からの追加配分について

- 令和6管理年度の未利用分を繰り越した後の国の留保のうち追加配分原資は、令和6年2月及び3月の漁獲が前年並みと仮定した場合、**小型魚が431.6トン、大型魚が280.1トン**となる見込み。
- 必要な数量を残した上で国の留保から令和7管理年度中に追加配分を行う。

【国の留保のうち追加配分の原資となる数量の見込み】

○小型魚：

187.3トン(令和7管理年度当初の留保)＋293.3トン(令和6管理年度の繰越見込み留保)
＝480.6トン

480.6トン－49トン(超過リスク対応として)＝**431.6トン**

○大型魚：

299.5トン(令和7管理年度当初の留保)＋190.6トン(令和6管理年度の繰越見込み留保)
＝490.1トン

490.1トン－50トン(超過リスク対応として)－40トン(調査研究、その他への対応として)
－60トン(遊漁への対応として)－最大60トン(小型魚から大型魚への転換支援のためとして)
＝**280.1トン**

令和7管理年度の漁獲状況(令和7年1月31日時点、令和7年2月28日公表)

(単位:トン)				
30kg未満小型魚	8.3【漁獲可能量	4,383.3】	(消化状況	0.2 %)
		(うち 留保 187.3)		
大臣管理区分	8.3【漁獲可能量	1,268.3】	(消化状況	0.7 %)
くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業	2.8【漁獲可能量	1,200.0】		
くろまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等(IQ管理)	5.5【漁獲可能量	23.6】		
くろまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業	0.0【漁獲可能量	44.7】		
都道府県	0.0【漁獲可能量	2,927.7】	(消化状況	0.0 %)

都道府県別漁獲状況

小型魚			令和7管理年度		
都道府県	実績	漁獲可能量	都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	0.0	40.2	北海道	0.0	142.0
山形県	0.0	28.3	青森県	0.0	340.5
新潟県	0.0	104.3	岩手県	0.0	90.5
富山県	0.0	110.8	宮城県	0.0	68.2
石川県	0.0	101.7	福島県	0.0	22.9
福井県	0.0	46.5	茨城県	0.0	33.5
京都府	0.0	48.9	千葉県	0.0	81.5
兵庫県	0.0	22.5	東京都	0.0	25.0
鳥取県	0.0	19.0	神奈川県	0.0	47.7
島根県	0.0	107.1	静岡県	0.0	41.7
山口県	0.0	138.6	愛知県	0.0	1.0
福岡県	0.0	26.9	三重県	0.0	47.4
佐賀県	0.0	19.1	大阪府	0.0	1.0
長崎県	0.0	879.9	和歌山県	0.0	42.5
熊本県	0.0	25.2	岡山県	0.0	1.0
			広島県	0.0	1.0
			徳島県	0.0	30.5
			香川県	0.0	1.0
			愛媛県	0.0	22.2
			高知県	0.0	82.8
			大分県	0.0	14.1
			宮崎県	0.0	28.4
			鹿児島県	0.0	41.3
			沖縄県	0.0	1.0

△ 漁獲可能量の7割(黄色)

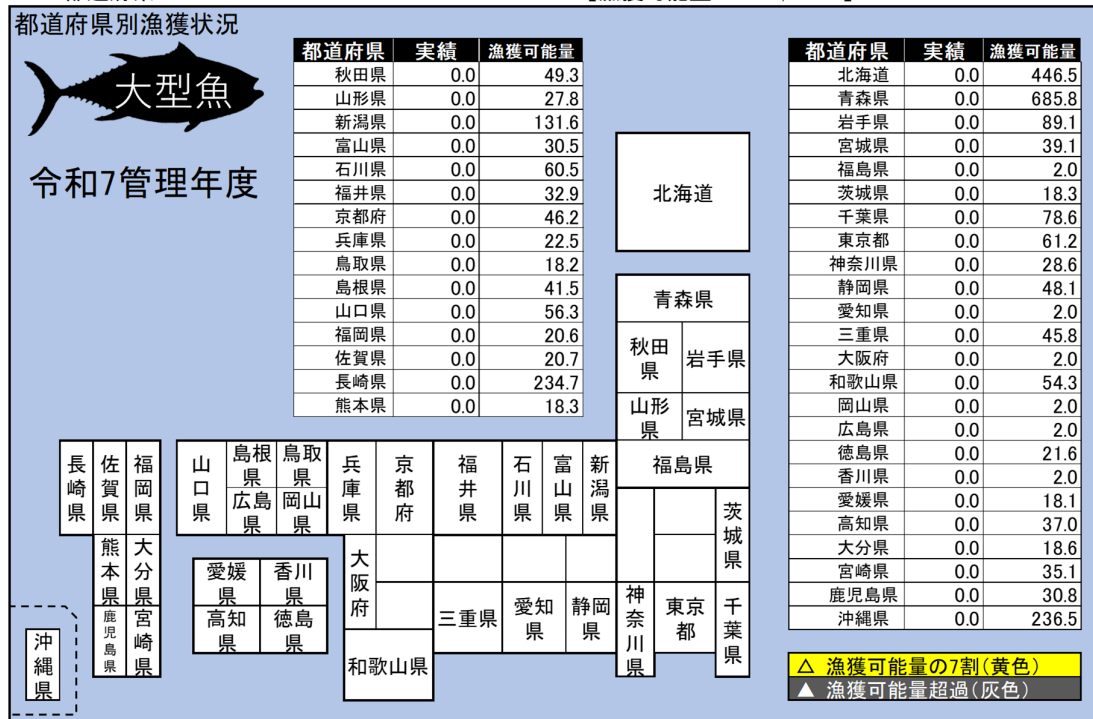
▲ 漁獲可能量超過(灰色)

※1 漁獲可能量は、2025年1月9日公表の値を使用。

※2 実績は小数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

令和7管理年度の漁獲状況(令和7年1月31日時点、令和7年2月28日公表)

(単位:トン)				
30kg以上大型魚	122.8	【漁獲可能量 8,455.8】	(消化状況 1.5 %)	
		(うち 留保 299.5)		
大臣管理区分	122.8	【漁獲可能量 5,339.6】	(消化状況 2.3 %)	
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(総量管理)	11.9	【漁獲可能量 2,081.3】		
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(IQ管理)	0.0	【漁獲可能量 2,035.0】		
くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等(IQ管理)	15.6	【漁獲可能量 67.2】		
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(総量管理)	0.0	【漁獲可能量 15.0】		
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(IQ管理)	95.4	【漁獲可能量 1,141.1】		
都道府県	0.0	【漁獲可能量 2,816.7】	(消化状況 0.0 %)	



※1 漁獲可能量は、2025年1月9日公表の値を使用。

※2 実績は小数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

令和7管理年度追加配分方針(小型魚・大型魚共通)

ア. 都道府県別基礎配分の比率による配分

追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の比率で都道府県(資源管理基本方針(別紙2-1)第6の1の(2)の①に基づく上乘せが行われた都道府県を除く。以下同じ。)に配分する。

イ. 譲渡メリット

アで配分した残りの数量のうち、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の未利用分を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の7パーセントを上限に、譲渡数量から他の都道府県等から譲受した数量を除いた数量と等量を配分する。ただし、算出された数量の合計がアの追加配分後の追加配分原資の2分の1の数量を超える場合には、アの追加配分後の小型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず追加配分が0トンとなる都道府県に対しては0.1トン进行配分する。

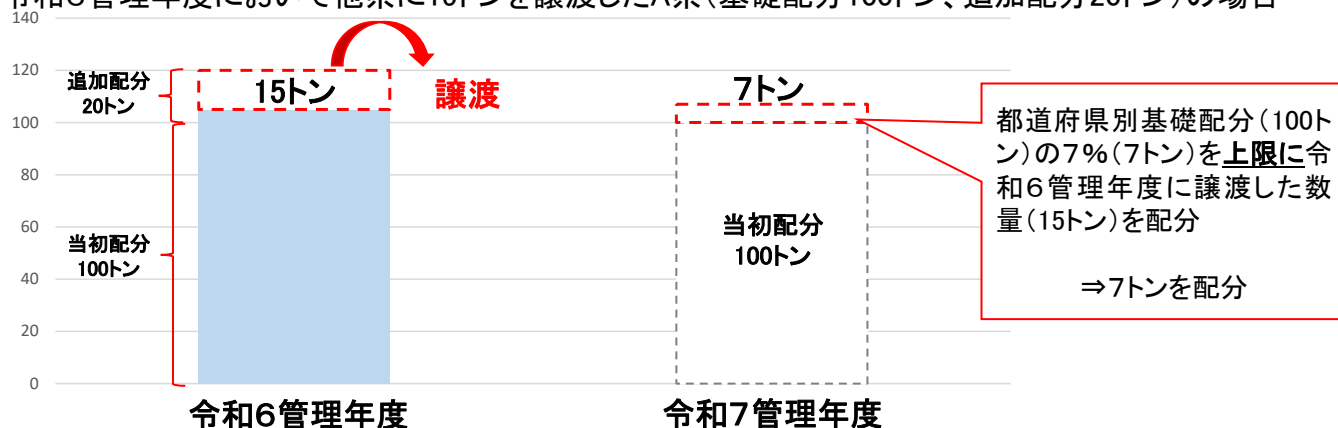
ウ. 消化率メリット

令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記①及び②の追加配分の総量を減じた数量を、均等割で追加配分する。

イ 譲渡メ리트(譲渡した都道府県への追加配分について)

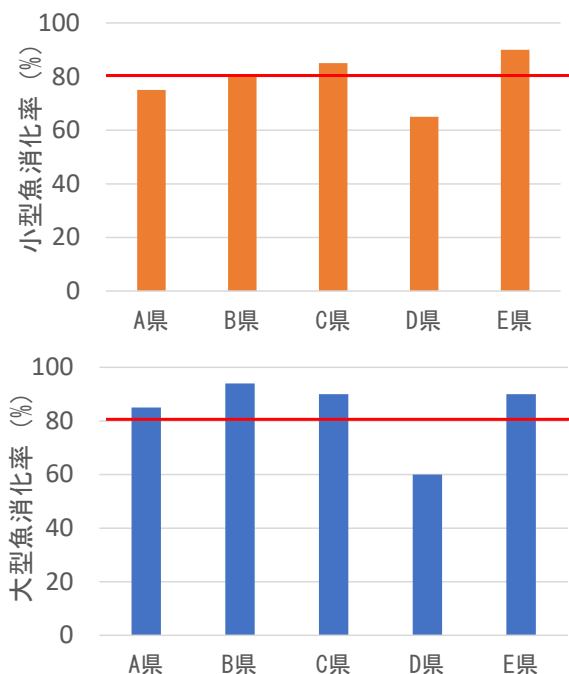
- 漁獲可能量の有効活用を目的に第5管理期間から融通制度が開始。
- 融通のうち譲渡において、配分量の譲渡を受ける側のメ리트は大きいですが、一方で譲渡する側は手続や関係者の調整などの負担があるのみでメ리트がほとんどない。
- 譲渡を促進するため、第6管理期間から、前管理年度に譲渡した都道府県に対して追加配分(譲渡メ리트)が開始。
- 令和7管理年度の譲渡メ리트については、令和6管理年度と同じとし、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の未利用分を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の数量の7パーセントを上限に、譲渡数量から他の都道府県等から譲受した数量を除いた数量と等量を配分する。

(例) 令和6管理年度において他県に15トン进行譲渡したA県(基礎配分100トン、追加配分20トン)の場合



ウ 消化率メ리트(消化率が高い都道府県への追加配分について)

- 融通により、漁獲可能量の有効活用が進んだ半面、必要以上に都道府県別漁獲可能量を増やし、結果として未利用分を多く発生させてしまう都道府県が増えることが懸念。
- 譲渡の促進及び漁獲可能量の適切な管理のため、令和3管理年度から、前管理年度の消化率が8割以上の都道府県に対して追加配分(消化率メ리트)を実施。



○配分方法

小型魚、大型魚ともに消化率8割以上の都道府県(小型魚1トン、大型魚2トンのみを配分されている府県を除く)で均等配分。

例: 配分原資が小型魚: 30.0トン、大型魚: 10.0トン

小型魚: 左図の場合、消化率8割以上の3県に均等配分

(B県、C県、E県)

$30.0 \text{ トン} \div 3 \text{ 都道府県} = 1 \text{ 県当たり } 10.0 \text{ トン}$ を配分

大型魚: 左図の場合、消化率8割以上の4県に均等配分

(A県、B県、C県、E県)

$6.6 \text{ トン} \div 4 \text{ 都道府県} = 1 \text{ 県当たり } 1.6 \text{ トン}$ を配分

※消化率8割以上を達成した都道府県が増加すると1県当たりの配分量は減少する。

追加配分に関する今後のスケジュール（想定）

令和7年

- ・4月上旬 令和6管理年度の漁獲実績の報告〆切
- ・4月中旬～5月上旬 追加配分数量案の提示、
要望のある県へ1回目の追加配分（※）
- ・5月下旬 追加配分の数量に対する意見照会
- ・5月下旬～6月中 追加配分に伴う都道府県別漁獲可能量の変更

※ 5月中に採捕停止命令が出されている等、早期の追加配分要望がある都道府県については、5月上旬までに配分可能な範囲で1回目の追加配分を実施し、5月下旬～6月中で残りの配分数量を配分する。

実施要領に基づくWCPFCで合意された措置に基づく係数を用いた不等量交換の要望調査を行い、それに伴う数量の変更は追加配分と同じスケジュールで行う。

（参考）都道府県別追加配分見込み（小型魚）①

- 小型魚の追加配分原資を400トンと仮定した場合の追加配分案は以下のとおり。
- 資源管理方針（別紙2－1）第6の1の（2）の①に基づく上乘せが行われた都道府県（R7当初配分が1トン）を除く。

							単位:トン	
	R7当初配分	繰越見込み ※1	R6基礎配分 比率配分	譲渡メリット(3 月4日時点) ※2	消化率 メリット※3	追加配分後		(参考) R6基礎配分
北海道	142.0	11.3	11.6	8.9	5.6	179.4	北海道	128.0
青森県	340.5	28.6	26.0	0.0	5.6	400.7	青森県	286.6
岩手県	90.5	7.8	7.1	0.0	5.6	111.0	岩手県	78.8
宮城県	68.2	6.1	5.6	0.0	5.6	85.5	宮城県	61.5
秋田県	40.2	2.6	2.4	1.8	5.6	52.6	秋田県	26.8
山形県	28.3	1.2	1.1	0.0	5.6	36.2	山形県	12.7
福島県	22.9	1.1	1.0	0.0	5.6	30.6	福島県	11.7
茨城県	33.5	2.3	2.1	0.0	5.6	43.5	茨城県	23.9
千葉県	81.5	6.0	5.4	0.0	5.6	98.5	千葉県	60.0
東京都	25.0	1.3	1.2	0.0	5.6	33.1	東京都	13.6
神奈川県	47.7	3.9	3.5	0.0	5.6	60.7	神奈川県	39.4
新潟県	104.3	6.4	5.8	0.0	5.6	122.1	新潟県	64.4
富山県	110.8	9.8	8.9	0.0	5.6	135.1	富山県	98.5
石川県	101.7	7.5	6.9	5.3	5.6	127.0	石川県	75.8
福井県	46.5	2.2	2.4	0.0	5.6	56.7	福井県	27.2
静岡県	41.7	2.9	2.7	0.0	5.6	52.9	静岡県	29.8
愛知県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	愛知県	0.1
三重県	47.4	3.3	3.4	0.0	5.6	59.7	三重県	38.4
京都府	48.9	2.1	2.3	0.0	5.6	58.9	京都府	25.8
大阪府	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	大阪府	0.1

※1 都道府県別R6繰越上限

※2 令和7年3月4日末時点の実績を基に算出

※3 消化率メリットについては、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、全ての対象都道府県へ配分

(参考) 都道府県別追加配分見込み (小型魚) ②

単位:トン

	R7当初配分	繰越見込み ※1	R6基礎配分 比率配分	譲渡メリット(3 月4日時点) ※2	消化率 メリット※3	追加配分後		(参考) R6基礎配分
兵庫県	22.5	0.5	0.5	0.0	5.6	29.1	兵庫県	5.5
和歌山県	42.5	2.8	2.5	0.0	5.6	53.4	和歌山県	28.5
鳥取県	19.0	0.4	0.4	0.0	5.6	25.4	鳥取県	4.9
島根県	107.1	9.4	7.6	0.0	5.6	129.7	島根県	83.8
岡山県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	岡山県	0.1
広島県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	広島県	0.1
山口県	138.6	9.7	8.8	0.0	5.6	162.7	山口県	97.2
徳島県	30.5	1.1	1.0	0.0	5.6	38.2	徳島県	11.6
香川県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	香川県	0.1
愛媛県	22.2	1.1	1.0	0.0	5.6	29.9	愛媛県	11.0
高知県	82.8	7.5	6.7	0.0	5.6	102.6	高知県	74.6
福岡県	26.9	1.0	0.9	0.7	5.6	35.1	福岡県	10.7
佐賀県	19.1	0.4	0.3	0.0	5.6	25.4	佐賀県	4.2
長崎県	879.9	72.8	65.2	0.0	5.6	1,023.5	長崎県	717.0
熊本県	25.2	0.7	0.6	0.0	5.6	32.1	熊本県	7.2
大分県	14.1	0.3	0.3	0.0	5.6	20.3	大分県	3.7
宮崎県	28.4	1.9	1.7	0.0	5.6	37.6	宮崎県	19.3
鹿児島県	41.3	1.4	1.2	0.0	5.6	49.5	鹿児島県	14.2
沖縄県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	沖縄県	0.1
合計	2,927.7	217.4	198.1	16.7	185.2	3,545.1	合計	2,196.9

※1 都道府県別R6繰越上限

※2 令和7年3月4日末時点の実績を基に算出

※3 消化率メリットについては、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、全ての対象都道府県へ配分

(参考) 都道府県別追加配分見込み (大型魚) ①

- 大型魚の追加配分原資を300トンと仮定した場合の追加配分案は以下のとおり。
- 資源管理方針(別紙2-2)第6の1の(2)の①に基づく上乗せが行われた都道府県(R7当初配分が2トン)を除く。

単位:トン

	R7当初配分	繰越見込み ※1	R6基礎配分 比率配分	譲渡メリット(3 月4日時点) ※2	消化率メリット ※3	追加配分後		(参考) R6基礎配分
北海道	446.5	32.0	27.6	22.0	2.8	530.9	北海道	319.6
青森県	685.8	50.8	43.7	29.6	2.8	812.7	青森県	506.3
岩手県	89.1	5.5	4.7	0.0	2.8	102.1	岩手県	54.9
宮城県	39.1	2.2	1.9	0.0	2.8	46.0	宮城県	22.5
秋田県	49.3	3.1	2.7	2.1	2.8	60.0	秋田県	31.3
山形県	27.8	1.0	0.8	0.0	2.8	32.4	山形県	10.4
福島県	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	福島県	1.0
茨城県	18.3	0.6	0.5	0.0	2.8	22.2	茨城県	6.2
千葉県	78.6	2.9	2.5	0.0	2.8	86.8	千葉県	29.0
東京都	61.2	1.8	1.5	0.0	2.8	67.3	東京都	18.3
神奈川県	28.6	0.6	0.5	0.0	2.8	32.5	神奈川県	6.6
新潟県	131.6	9.7	8.4	0.0	2.8	152.5	新潟県	97.2
富山県	30.5	1.5	1.3	0.0	2.8	36.1	富山県	15.1
石川県	60.5	4.1	3.6	1.0	2.8	72.0	石川県	41.8
福井県	32.9	1.9	1.6	1.3	2.8	40.5	福井県	19.1
静岡県	48.1	1.4	1.2	0.0	2.8	53.5	静岡県	14.5
愛知県	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	愛知県	1.0
三重県	45.8	2.8	2.4	0.0	2.8	53.8	三重県	28.7
京都府	46.2	2.4	2.0	0.0	2.8	53.4	京都府	24.0
大阪府	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	大阪府	1.0

※1 都道府県別R6繰越上限

※2 令和7年3月4日末時点の実績を基に算出

※3 消化率メリットについては、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、全ての対象都道府県へ配分

(参考) 都道府県別追加配分見込み (大型魚) ②

単位:トン

	R7当初配分	繰越見込み ※1	R6基礎配分 比率配分	譲渡メ리트(3 月4日時点)※2	消化率メ리트 ※3	追加配分後		(参考) R6基礎配分
兵庫県	22.5	0.9	0.8	0.0	2.8	27.0	兵庫県	9.3
和歌山県	54.3	1.7	1.5	0.0	2.8	60.3	和歌山県	17.4
鳥取県	18.2	0.6	0.5	0.0	2.8	22.1	鳥取県	6.1
島根県	41.5	2.5	2.2	0.0	2.8	49.0	島根県	25.5
岡山県	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	岡山県	1.0
広島県	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	広島県	1.0
山口県	56.3	2.6	2.2	0.0	2.8	63.9	山口県	25.9
徳島県	21.6	0.8	0.7	0.0	2.8	25.9	徳島県	8.6
香川県	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	香川県	1.0
愛媛県	18.1	0.6	0.5	0.0	2.8	22.0	愛媛県	6.0
高知県	37.0	1.6	1.4	0.0	2.8	42.8	高知県	16.7
福岡県	20.6	0.7	0.6	0.0	2.8	24.7	福岡県	7.9
佐賀県	20.7	0.6	0.5	0.0	2.8	24.6	佐賀県	6.5
長崎県	234.7	17.3	14.9	0.0	2.8	269.7	長崎県	173.3
熊本県	18.3	0.6	0.5	0.0	2.8	22.2	熊本県	6.2
大分県	18.6	0.6	0.5	0.0	2.8	22.5	大分県	6.4
宮崎県	35.1	1.6	1.4	0.0	2.8	40.9	宮崎県	16.8
鹿児島県	30.8	0.8	0.7	0.0	2.8	35.1	鹿児島県	8.9
沖縄県	236.5	14.7	12.7	0.0	2.8	266.7	沖縄県	147.0
合計	2816.7	172.5	148.5	56.0	95.5	3286.1	合計	1,740.0

※1 都道府県別R6繰越上限

※2 令和7年3月4日末時点の実績を基に算出

※3 消化率メ리트については、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、全ての対象都道府県へ配分